

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月

昭和50年3月に、私が月の途中で会社を退職した際、父が私の国民年金の加入手続を行い、私を含む家族の国民年金保険料も納付していたと思うので、申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間当時、家計を管理し、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人を含む家族の国民年金保険料も納付していたとする申立人の父は、5年年金に加入し国民年金保険料を全て納付している上、申立人の母については、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に至るまでの国民年金保険料を、同居していた兄夫婦についても、申立期間を含む国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているなど、申立人の父の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月頃に払い出されており、また、申立人の所持する「昭和50年度 国民年金保険料納付通知書兼領収証書」により、申立期間直後の同年4月から同年9月までの国民年金保険料は同年8月27日に現年度納付されていることが確認でき、当該払出及び納付時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能な期間である上、申立人の父の納付意識の高さを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年3月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、A大学の学生であり、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は母が行っていた。

母は、役所から送付された納付書で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納又は充当の記録となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A大学の学生であり、B市（現在は、C市）内の寮で生活していたところ、申立人の母は、同市から直接自宅に国民年金の加入手続案内及び納付書が送付されてきたことから、毎年度、当該納付書が送付された年度中にまとめて国民年金保険料を納付していたと述べており、大学生の保護者に対し国民年金の加入手続案内及び納付書を送付していたとする同市の説明と一致している上、オンライン記録によれば、申立期間前後の国民年金保険料はまとめて現年度納付されていることが確認できることから、申立人の母の証言は信ぴょう性が高いと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、申立期間を含む平成5年9月から20年4月までの国民年金保険料を全て納付している上、同様に納付していたとする申立人の妹についても、国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付されていることから、母の納付意識は高かつ

たものと考えられる。

さらに、申立人に申立期間以外の国民年金加入期間に未納は無く、納付意識の高いその母が、3か月と短期間である申立期間のみを未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、申立人は、申立期間のうち、同年3月の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

申立期間に支給された賞与について、A事業所が誤って支払額を0円と記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の賞与に係る「給与支給明細書」及びA事業所から提出された「平成17年分賃金台帳」により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、前述の「給与支給明細書」及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届に支払額を誤って記載し、社会保険事務所に提出したとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 1257

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を53万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

申立期間に支給された賞与について、A事業所が誤って支払額を0円と記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「平成17年分賃金台帳」により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、53万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届に支払額を誤って記載し、社会保険事務所に提出したとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給された賞与について、A事業所が誤って支払額を0円と記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「平成17年分賃金台帳」により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届に支払額を誤って記載し、社会保険事務所に提出したとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給された賞与について、A事業所が誤って支払額を0円と記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「平成17年分賃金台帳」により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、21万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届に支払額を誤って記載し、社会保険事務所に提出したとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成元年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成元年9月21日にB社からA社に異動した。申立期間が未加入期間となっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書、「異動履歴情報一覧」及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成元年9月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年10月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成8年6月から同年9月までは26万円、同年10月から10年6月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年7月22日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成8年6月から同年9月までは26万円、同年10月から10年6月までは28万円と記録されていたところ、同年7月13日付けで、8年6月1日に遡及して9万2,000円に減額され、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年7月22日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A社において当該減額処理時に被保険者であったことが確認できる5人についても、申立人と同様に、平成10年7月13日付けで、8年6月1日に遡及して標準報酬月額が減額されている。

さらに、事業主は、「会社の資金繰りが悪化し、厚生年金保険料を滞納していた。」「社会保険事務所から、厚生年金保険料の納付額を減らすため、従業員の報酬月額を減額した旨の届出を行うよう提案があった。」としている。

これらを総合的に判断すると、平成10年7月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について8年6月1日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、同年6月から同年9月までは26万円、同年10月から10年6月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社B支社において昭和42年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社同支社が名称変更した同社C支社において45年12月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年4月から43年7月までは1万6,000円、同年8月から44年7月までは2万円、同年8月から45年9月までは2万6,000円、同年10月及び同年11月は2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から45年12月27日まで

私は、昭和42年4月1日にA社に入社した。同日付けの採用通知及び厚生年金保険被保険者証を所持しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和42年4月1日付けの採用通知及び厚生年金保険被保険者証、申立人の厚生年金基金加入員台帳の記録、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の年金番号は、昭和42年4月1日を取得日として、同年5月6日に払い出されたことが確認できるにもかかわらず、申立人の被保険者原票が見当たらないことについて、年金事務センターに照会したところ、「申立人の被保険者原票が無い原因は、マイクロフィルムへの収録漏れである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年4月1日に厚

生年金保険被保険者資格を取得し、45年12月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の払出簿において申立人と資格取得日が同一で同年齢の同僚のA社B支社における昭和42年4月の社会保険事務所の記録及び申立人の厚生年金基金加入員台帳の記録から、同年4月から43年7月までは1万6,000円、同年8月から44年7月までは2万円、同年8月から45年9月までは2万6,000円、同年10月及び同年11月は2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額の記録を、平成16年7月から17年3月までは15万円、同年4月から同年9月までは16万円、同年10月は18万円、同年11月は17万円、同年12月から18年2月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は9万8,000円、17年8月10日及び同年12月10日は15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月1日から18年3月1日まで
② 平成16年12月10日
③ 平成17年8月10日
④ 平成17年12月10日

私は、申立期間にはA社に勤務しており、申立期間①については、私が所持している給料支払明細書によれば、給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額となっているので、申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②から④までについては、A社における賞与の記録が欠落しているが、私が所持している賞与に係る給料支払明細書によれば、賞

与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された平成17年1月及び同年2月を除く当該期間の給料支払明細書及びB市から提出された平成18年度住民税の賦課資料により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書及び平成18年度住民税の賦課資料において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月から17年3月までは15万円、同年4月から同年9月までは16万円、同年10月は18万円、同年11月は17万円、同年12月から18年2月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の給料支払明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から④までについては、申立人から提出された賞与に係る給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与に係る給料支払明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は9万8,000円、17年8月10日及び同年12月10日は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、昭和44年2月1日にA社C支店に入社後、45年4月1日に開設したD社E支店に異動した。継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者記録に空白期間があることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社E支店は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、本来、同日までA社C支店において被保険者資格を引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、地区の役員から納付書を受け取って銀行に納付した。金額は 1 か月 300 円又は 400 円だったと思う。申立期間が未加入期間となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金異動報告書によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月に A 市において払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない上、申立人が申立期間に居住していたとする B 市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

また、申立人は、納付書を使い銀行に納付したとしているところ、B 市では、「申立期間当時は納付書を発行しておらず、銀行で国民年金保険料を納付することもできなかった。」としている。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から44年1月まで

私は、A社を辞めてから、B市内で転居し、それ以後は、毎月、国民年金保険料を銀行や郵便局等の金融機関で納付していたと記憶しているので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、同市に転入した直後の昭和41年1月1日に国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した42年11月30日以降に、国民年金の加入手続を行うこととなるところ、前述の被保険者名簿には国民年金被保険者資格を再取得した記録は確認できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

また、申立人は、「国民年金保険料を銀行や郵便局等の金融機関で納付した。」と述べているところ、B市において金融機関で国民年金保険料を納付することが可能になった時期は、銀行が昭和49年4月以降、郵便局が平成10年1月28日以降である。

さらに、申立人は、「国民年金保険料を納付書により納付した。」と述べているところ、B市では、「申立期間当時、国民年金保険料の納付については、集金人による印紙検認方式を採用しており、納付書は発行していなかった。」としている。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 10 日から 45 年 11 月頃まで

私は、昭和 43 年 4 月から 45 年 11 月頃まで正社員として A 社（厚生年金保険の適用事業所の名称としては、B 社及び同社が名称変更した後の C 社）に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では 43 年 9 月 10 日に被保険者資格を喪失したことになっている。

日曜日以外、毎日、自宅から歩いて会社に通い、午前 8 時から午後 5 時まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は昭和 43 年 9 月 9 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格喪失日と合致している。

また、昭和 43 年 4 月に B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間も継続して被保険者であった複数の従業員は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、当時の役員等の氏名も不明であることから、これらの者から、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B 社は、昭和 43 年 9 月 17 日に C 社と名称変更しているところ、

名称変更手続前のB社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、名称変更手続後も継続して被保険者であった者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、記号番号を変更した事跡と「記号変更 昭和43年10月21日」の押印があるものの、申立人の被保険者原票には当該変更の事跡及び押印が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。